

医療施設等施設整備事業費補助金交付要綱

第 1 趣旨

知事は、地域住民のへき地医療の確保等を図るため、医療施設等施設整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

この要綱において「医療施設等施設整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

ア 「へき地医療拠点病院施設整備事業」

「へき地保健医療対策事業について」（平成 13 年 5 月 16 日付け医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知（以下、「へき地保健医療対策実施要綱」という。））に基づき、へき地医療拠点病院の開設者が行うへき地医療拠点病院施設整備事業をいう。

イ 「医療施設ブロック塀改修等施設整備事業」

「災害医療対策事業等の実施について」（平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知（以下、「災害医療対策事業等実施要綱」という。））に基づき、病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業をいう。

第 3 補助の対象及び補助額

別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 交付決定の下限

補助額が別表 1 の第 5 欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

第 5 交付の申請

(1) 提出書類 各 1 部

- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 経費所要額調べ（様式第 3 号）
- エ 収支予算書（様式第 4 号）
- オ 工事設計書及び工事仕訳書

(2) 提出期限

別に定める日まで

第 6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容のうち次の変更をしようとする場合

- (7) 建物の設置場所

(イ) 建物の規模、構造又は用途

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の 20 パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入並びに補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が市町の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第 10 号）を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

イ 補助事業者が市町以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

- (7) 補助金交付申請予定額を別表 1 第 4 欄に掲げる補助率で除して得た額が 1 億円以上の施設整備を行う場合には、原則として 5 社以上の競争入札を行わなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならないこと。
- (9) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては、(1)から(8)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (10) 市町長が補助金の交付の決定をする際の条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (11) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入並びに補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第 7 変更の承認申請

提出書類 各 1 部

ア 変更承認申請書（様式第 6 号）

イ 変更事業計画書（様式第 2 号）

ウ 変更経費所要額調べ（様式第 3 号）

エ 変更収支予算書（様式第 4 号）

オ 工事設計図及び工事仕訳書

第8 遂行状況の報告

- (1) 提出書類 1部
事業遂行状況報告書（様式第5号）
- (2) 提出期限
補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月14日まで

第9 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第7号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
 - エ 収支決算書（様式第4号）
 - オ 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象施設の概要を示す写真
 - カ 契約書の写し
 - キ 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
 - ク 工事設計図及び工事仕訳書
 - ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (2) 提出期限
補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第6の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。

第10 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第8号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで。

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額
当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金を交付する場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。
- 2 休日夜間急患センター施設設備整備事業費補助金交付要綱（平成9年2月21日付け医第1313号保健衛生部長通知）、病院群輪番制病院施設設備整備事業費補助金交付要綱（平成8年3月8日付け医第1143号保健衛生部長通知）、救命救急センター施設設備整備事業費補助金交付要綱（平成9年2月21日付け医第1314号保健衛生部長通知）、院内感染対策施設整備事業費補助金交付要綱（平成8年2月6日付け医第1054号保健衛生部長通知）、特殊病室施設整備事業費補助金交付要綱（平成9年2月28日付け医第1352号保健衛生部長通知）及び災害医療センター施設整備事業費補助金交付要綱（平成9年12月12日付け指第1253号健康福祉部長通知）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成10年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定又は様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱（平成6年12月7日付け医第823号保健衛生部長通知）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成11年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成13年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 14 年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 15 年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 16 年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 17 年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額	5 下限額
へき地医療拠点病院 施設整備事業	次に掲げる基準面積に、 別表2に掲げる基準単価と 建築単価とを比較してい ずれか少ない単価を乗じて得 た額とする。 (1)診療部門 1,000 m ² (2)医師住宅 1戸あたり 64 m ² (ただし2戸を限度とする)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1)検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、廊下、便所、附属設備等) (2)病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、付属設備等) (3)医師住宅	第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	1ヶ所につき 5,000千円
医療施設 改修等 設備 整備 事業	対象の長さ1m当たり 基準単価80千円 (ただし30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	—

(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表2

へき地医療拠点病院施設整備事業における1平方メートル当たり単価表

種目等	構造別	単価
病棟	鉄筋コンクリート	224,000円
	ブロック	195,600円
診療棟	鉄筋コンクリート	250,000円
	ブロック	218,900円
医師住宅	鉄筋コンクリート	167,900円
	ブロック	146,200円
	木造	167,900円